

連続的な負担増・給付減をやめ、国民の所得格差を是正する
方向での社会保障改革を求める意見書

いま、わが国においては、世界の億万長者と肩を並べる億万長者が続出する一方で、多くの国民は所得の停滞あるいは後退と将来不安のもとにおかれている。所得格差が拡大し、絶対的な貧困にさらされている層も増大している。

こうしたときに、国が行うべき税制や、社会保障の改革は、国民の所得を再配分して、貧富の格差を是正することを眼目にすべきである。

ところが、この間、実施された税制と社会保障の改革は、最高税率を引き下げるなど所得税の累進度を緩和することであったし、社会保険料の引き上げと給付の引き下げであった。そのため、減税効果が社会保険料の負担増を上回った高額所得者は、可処分所得が増え、低所得者はわずかしか減税の恩恵を受けずに、社会保険料負担の増大によって、可処分所得が減少した。国の政策によって、富める者はますます富み、貧しい者はますます貧しくなる事態が引き起こされている。

しかも、重大なことは、国が今後も社会保障について、国民への負担増と給付の削減を一層強化しようとしていることである。今年4月時点から計算すると、医療、介護、年金の負担増・給付削減の総額は、年間で2兆円から3兆円にもなる。これらの犠牲にさらされる中心は、所得も資産も極めて少ない高齢者である。

憲法第25条が定める生存権の根本を脅かすような政策は行うべきではない。

よって、本市議会は、政府に対し、連続的な国民への負担増・給付減をやめ、介護保険料や利用料の減免制度の確立をはじめ、緊急に求められている社会保障施策の充実を図ること、社会保障の改革は、国民の所得を再配分し、貧富の格差を是正するという、制度本来の機能を強める方向で行うことを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成12年12月21日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男